

# 個別規程 IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail

令和4年11月1日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第1条(最低利用期間)

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail 契約」といいます。)における最低利用期間は1年とし、その起算日は、課金開始日とします。

## 第2条(利用条件)

契約者は、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail を利用して第三者に対して電子メールの送受信機能等 IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の機能を利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

2 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

3 第1項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

## 第3条(対象ドメイン名及びIPアドレス等の指定)

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者は、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail 契約において、当該サービスの対象となるドメイン名及び IP アドレスを指定するものとします。

3 契約者は、前項のドメイン名及び IP アドレス以外のドメイン名及び IP アドレスを対象として IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail を利用することはできません。

## 第4条(契約者のネットワーク及びシステム設定変更)

契約者が、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail を利用するにあたり、契約者のネットワーク及びシステムの設定を変更する必要がある場合があります。なお、契約者が当該設定を変更しないこと、又は変更したことにより、当社が IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail を提供できない場合であっても、当社は債務不履行責任を負わないものとします。

## 第5条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供しません。

2 IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail には次のオプションがあります。

(1) ホームページオプション

第 3 条(対象ドメイン名及び IP アドレス等の指定)に定める契約者のドメイン名にかかるホームページを公開するための機能であり、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 ホームページオプションの利用における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、オプションサービスの課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

**第 6 条(設定権限の管理)**

契約者は、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の利用に当たり、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の設定権限を付与される管理責任者を定めるものとします。

2 契約者は、契約者に対して付与する設定権限の管理責任を負うものとします。

3 契約者は、第三者に設定権限を利用させないものとします。

4 契約者は、設定権限が不正利用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

**第 7 条(解除の効力が生ずる日)**

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

**第 8 条(料金)**

契約者が、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

**第 9 条(最低利用期間内解除調定)**

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

## 第 10 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

## 第 11 条(保証の限定)

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail は、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

2 IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail は、契約者が当社のサーバに設置したデータが滅失又は毀損しないことを保証するものではありません。

## 第 12 条(機能の制限)

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者の電子メールの送受信機能等 IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の機能を制限する場合があります。

## 第 13 条(ホームページオプションに係る機能の制限)

当契約者が、一般規程第 19 条(禁止事項)に係る行為を行った場合、契約者の IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の運営に支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- (1) 一般規程第 25 条(利用の停止等)に基づくサービスの提供の停止等
- (2) 当該契約者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
- (3) 当該契約者に対する当社のサーバに設置したデータの削除要求
- (4) 当該契約者に対し何ら通知を行うことなく、当社のサーバに設置したデータの全部若しくは一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと

2 前項に定める事項のほか、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社の WWW サーバへのアクセスを制限する場合があります。

3 当社は、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail サービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィックに関して制限を加えることができるものとします。

#### **第 14 条(当社の責任の制限)**

当社は、第 12 条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail を利用して行う電子メールの送受信機能等を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail を利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

#### **第 15 条(報告)**

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の利用の状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

## **附則**

平成 30 年 11 月 1 日施行

この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

令和 4 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 11 月 1 日から実施します。

# 別紙 1 IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail における料金等 [第 8 条関係]

## 1 初期費用

### (1) 基本サービス

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### (2) オプションサービス

ホームページオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

## 2 月額費用

### (1) 基本サービス

IIJ xSP プラットフォームサービス/Mail の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### (2) オプションサービス

ホームページオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

# 別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 9 条関係]

## 1 第 9 条第 1 項関係

第 1 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. 月額費用に定める金額

## 2 第 9 条第 2 項関係

第 5 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用(2)に定める金額

# 別紙 3 料金の減額 [第 10 条関係]

利用不能時の減額 (第 10 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。